

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定について

青森県県土整備部

県が発注する建設工事の入札において、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を設定する場合は、下記のとおり取り扱うものとする。

なお、平成21年4月1日以降指名通知又は入札公告するものから適用する。

1 工事費目の取扱いについて

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定に当たっては、各工事費目の取扱いは下記のとおりとする。

なお、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月青監第888号）5の2に規定する数値的判断基準を適用する工事の費目についても同様とする。

直接工事費

「直接工事費」には、「直接工事費」のほか「直接製作費」、「機器費」を含むものとする。

共通仮設費

「共通仮設費」には、「共通仮設費」のほか「間接労務費」を含むものとする。

現場管理費

「現場管理費」には、「現場管理費」のほか「工場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」を含むものとする。

上記により判断しがたい費目については、設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）において取扱いを明示することとする。

2 端数処理について

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定に当たっては、各工事費目に一定率を乗じた額に1円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた上で、各工事費目に一定率を乗じた額を合計し、当該合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。